

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月15日

【四半期会計期間】 第79期第1四半期(自平成26年1月1日至平成26年3月31日)

【会社名】 エルナー株式会社

【英訳名】 ELNA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 吉田 秀俊

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

【電話番号】 045 470 7253

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員財務経理部長 安藤 正直

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

【電話番号】 045 470 7253

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員財務経理部長 安藤 正直

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第78期 第1四半期連結 累計期間	第79期 第1四半期連結 累計期間	第78期
会計期間	自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 3月 31日	自 平成26年 1月 1日 至 平成26年 3月 31日	自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 12月 31日
売上高 (百万円)	6,141	7,966	28,803
経常利益又は経常損失() (百万円)	614	132	387
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失() (百万円)	603	234	533
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	599	232	467
純資産額 (百万円)	3,667	4,047	3,811
総資産額 (百万円)	24,332	25,672	26,275
1株当たり 四半期純利益又は 四半期(当期)純損失() (円)	14.50	5.63	12.82
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)		4.14	
自己資本比率 (%)	15.0	15.7	14.4

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 第78期第1四半期連結累計期間及び第78期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間(平成26年1月1日～平成26年3月31日)のわが国経済は、円安傾向を背景とした輸出環境や企業収益の改善などにより、緩やかな回復傾向にあります。一方では、円安による原材料価格の上昇や消費税増税の景気への懸念と中国経済の成長鈍化など先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で当社グループの当第1四半期連結累計期間の業績は、車載関連分野の受注が伸張したことに加え、生産性改善などが進んだことにより、連結売上高79億6千6百万円(前年同四半期比29.7%増)、連結営業利益3億1千8百万円(前年同四半期は連結営業損失3億9千8百万円)、連結経常利益1億3千2百万円(前年同四半期は連結経常損失6億1千4百万円)となり、特別利益に退職給付制度改定益を計上した結果、連結四半期純利益は、2億3千4百万円(前年同四半期は連結四半期純損失6億3百万円)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

コンデンサ事業におきましては、グローバルな受注活動の成果により欧米車載関連顧客への売上が引き続き拡大していることから、連結売上高は30億5千5百万円(前年同四半期比31.8%増)となり、今後もこの需要増加が見込まれることから、昨年タイ工場の能力増強を実施いたしました。更に同工場の能力増強を今期前倒して実施いたします。損益面では、売上の増加と原価低減や生産性向上などにより、連結営業利益3億8百万円(前年同四半期比226.7%増)となりました。

プリント回路事業におきましては、車載関連分野の受注が伸張したことから、連結売上高は48億9千2百万円(前年同四半期比28.0%増)となり、固定費の削減や原価低減などの諸施策を実施した結果、連結営業利益4百万円(前年同四半期は連結営業損失4億9千3百万円)となりました。

プリント回路事業における更なる原価低減、生産性改善を図るため社内での取り組みに加え、物づくり支援で30年以上の歴史と4,000事業所以上の指導実績を持つ、株式会社テクノ経営総合研究所とコンサル契約を結び、生産性15%の改善を進めております。既に開始した一期(2013年10月～2014年3月)では4月までに54名の活人化を実施し、更に10月までに50名を予定しており、全体で100名規模の活人化を実施します。これを人員の自然減や新規採用の不補充、派遣社員の削減等に充てることで、労務費を削減しながら、現在、需要が拡大している車載向けの生産増加に対応してまいります。

(成果創出の活動の仕組み)

- (1) 従業員の潜在能力を活用する
- (2) 価値作業の認識と付随工数削減による少人化
- (3) 管理改善活動の仕組みによる無駄を削減
- (4) 多能工化による少数精鋭の組織づくり

(具体的な目標)

- (1) 従業員の活人化 100名規模
- (2) 生産性向上 15%(労務費削減・抑制効果15%相当)

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ流動資産が1億7千1百万円減少し、固定資産が4億3千1百万円減少した結果、256億7千2百万円となりました。この主な要因は、現金及び預金の減少7億2千万円、受取手形及び売掛金の増加5億5千6百万円および有形固定資産の減少4億2千4百万円によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ流動負債が1億2千3百万円増加し、固定負債が9億6千1百万円減少した結果、216億2千5百万円となりました。この主な要因は、支払手形及び買掛金の減少1億8千7百万円、社債の減少1億9千2百万円および退職給付引当金の減少1億7千3百万円によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、四半期純利益の計上などにより、前連結会計年度末に比べ2億3千5百万円増加し、40億4千7百万円となりました。なお、自己資本比率は前連結会計年度末の14.4%から15.7%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は8千4百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	67,800,000
A種優先株式	15,000,000
計	82,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	41,611,458	41,611,458	東京証券取引所 (市場第二部)	(注) 1
A種優先株式	15,000,000	15,000,000		(注) 2
計	56,611,458	56,611,458		

(注) 1 普通株式は、全て議決権を有しており、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。

2 A種優先株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 単元株式数 1,000株

(2) A種優先配当金

(イ) 当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式(以下、「普通株式」という。)を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき2円(以下、「A種年間優先配当額」という。)に、当該基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの日数を乗じ365(当該事業年度が閏年の場合には366とする。)で除して得られる割合を乗じた額の配当(以下、「A種優先配当」という。)をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。

(ロ) ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してした剰余金の配当の額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。ただし、当社が吸収分割をする場合において会社法(平成17年法律第86号)第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定する剰余金の配当をするとき、または当社が新設分割をする場合において同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定する剰余金の配当をするときに、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種年間優先配当額を配当した後、普通株主または普通登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同時に、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの剰余金の配当額と同一額の配当をする。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100円を支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。なお、議決権に差異を設けた理由は、当社の資金調達手段の選択肢を広げるためである。

(5) 転換請求権

A種優先株主は、下記の転換請求期間中、下記に定める転換の条件で、当会社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当会社の普通株式を当該A種優先株主に対して交付する（以下「転換」という。）ものとする。

転換請求期間

A種優先株式の転換を請求し得べき期間（以下、「転換請求期間」という。）は、平成18年10月1日から平成28年3月31日までとする。

転換の条件

(ア) 当初転換価額

当初転換価額は、100円とする。

(イ) 転換価額の調整

(a) 以下の()ないし()のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）により調整し、以下の()に該当する場合には、転換価額を()に定めるところに従い調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

() 転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式（以下、「自己株式」という。）を処分する場合（無償割当ての場合を含むが、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(イ)において同じ。）の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。無償割当ての場合にはその効力が生じる日。以下本(a)において同じ。）の翌日以降、または株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（無償割当てにかかる基準日を定めた場合には当該基準日。）（以下、「株主割当日」という。）がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株あたりの払込金額」は「1株あたりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

() 株式の分割をする場合

調整後の転換価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は「既発行普通株式数」、「新規発行普通株式数」は「株式の分割により増加する普通株式数」とそれぞれ読み替える。

ただし、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割をする旨取締役会で決議する場合であり、かつ当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割にかかる基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割にかかる基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times (\text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数})}{\text{調整後転換価額}}$$

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当会社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、または権利行使により転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式その他の証券もしくは当会社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合も含む。）
- 調整後の転換価額は、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本(a)において同じ）に、無償割当ての場合にはその効力が生じる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権、またはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。
- () 普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式その他の証券もしくは当会社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権または普通株式を目的とする新株予約権であって、取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額がかかる新株予約権の割当日において確定しておらず後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）の価額を基準として確定されるものを発行（無償割当ての場合を含む。）した場合において、決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する当該株式の全てが転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の併合をするときは、株式の併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (b) 上記(a)に掲げる場合のほか、合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社の分割等その他普通株式の発行済株式数の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額に調整する。
- (c) 転換価額調整式に使用する1株あたりの時価とは、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(a)()但書の場合には当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示がある場合は気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)または(b)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、上記(a)または(b)に準じて取締役会が合理的と判断する値に調整される。
- (d) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、もしくは株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。
- (e) 転換価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- () 上記(a)()の転換価額調整式で使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または自己株式を処分する場合（普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）。なお、当該普通株式を無償割当てする場合には0円とする。
- () 上記(a)()の株式の分割をする場合は0円

- () 上記(a)()の転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当会社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、または上記(a)()で定める内容の新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)は、当該取得の価額または当該新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額
- () 上記(a)()の場合は、価額決定日に決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額
- (f) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

転換により交付すべき普通株式数

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(6) 一斉転換条項

当社は、転換請求期間中に転換請求のなかったA種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下、「一斉転換基準日」という。)をもって、A種優先株式1株の払込金額相当額を、一斉転換基準日において有効な転換価額で除して得られる数の普通株式と引換えに取得する。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(7) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当社は、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、当社は、A種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) 種類株主総会の決議

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年1月1日～ 平成26年3月31日		普通株式 41,611,458 優先株式 15,000,000		3,508		496

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である平成25年12月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 15,000,000		1 [株式等の状況]の(1)「株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 21,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,541,000	41,541	
単元未満株式	普通株式 49,458		
発行済株式総数	56,611,458		
総株主の議決権		41,541	

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式926株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エルナー株式会社	横浜市港北区新横浜 三丁目8番11号	21,000		21,000	0.03
計		21,000		21,000	0.03

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,838	2,117
受取手形及び売掛金	5,839	6,395
商品及び製品	2,478	2,319
仕掛品	1,556	1,678
原材料及び貯蔵品	1,662	1,584
その他	320	428
貸倒引当金	54	54
流動資産合計	14,641	14,470
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,531	3,470
機械装置及び運搬具（純額）	3,056	2,932
土地	2,320	2,169
建設仮勘定	658	613
その他（純額）	1,400	1,356
有形固定資産合計	10,966	10,541
無形固定資産		
のれん	16	12
その他	162	164
無形固定資産合計	178	176
投資その他の資産		
投資有価証券	78	78
その他	411	407
貸倒引当金	1	1
投資その他の資産合計	488	484
固定資産合計	11,633	11,202
資産合計	26,275	25,672

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,853	5,666
短期借入金	3,649	4,340
1年内返済予定の長期借入金	3,348	3,257
1年内償還予定の社債	612	529
未払法人税等	154	111
引当金	-	96
その他	2,030	1,770
流動負債合計	15,649	15,772
固定負債		
社債	220	110
長期借入金	3,655	3,057
再評価に係る繰延税金負債	205	155
退職給付引当金	1,660	1,486
その他	1,071	1,043
固定負債合計	6,813	5,852
負債合計	22,463	21,625
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,508	3,508
資本剰余金	496	496
利益剰余金	23	351
自己株式	4	4
株主資本合計	4,024	4,351
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5	4
土地再評価差額金	382	288
為替換算調整勘定	617	619
その他の包括利益累計額合計	230	325
新株予約権	18	21
純資産合計	3,811	4,047
負債純資産合計	26,275	25,672

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
売上高	6,141	7,966
売上原価	5,830	6,901
売上総利益	311	1,065
販売費及び一般管理費	710	746
営業利益又は営業損失()	398	318
営業外収益		
受取利息	1	0
受取賃貸料	3	3
材料支給益	1	4
その他	13	6
営業外収益合計	19	14
営業外費用		
支払利息	105	127
為替差損	87	24
その他	42	49
営業外費用合計	235	201
経常利益又は経常損失()	614	132
特別利益		
固定資産処分益	-	0
退職給付制度改定益	-	132
特別利益合計	-	132
特別損失		
固定資産処分損	-	0
特別損失合計	-	0
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	614	264
法人税、住民税及び事業税	3	59
法人税等調整額	1	28
法人税等合計	1	30
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	616	234
少数株主損失()	12	-
四半期純利益又は四半期純損失()	603	234

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	616	234
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8	0
為替換算調整勘定	7	1
その他の包括利益合計	16	1
四半期包括利益	599	232
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	587	232
少数株主に係る四半期包括利益	12	-

【注記事項】

(追加情報)

当社の退職給付制度は確定給付型の制度として、基金型企業年金制度、規約型企業年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、退職給付制度の安定的な継続、従業員のライフプランや就業意識の多様化への対応、財務上の不安定リスクの軽減を目的に退職給付制度の見直しを段階的に進めており、その一部として、平成26年3月25日開催の取締役会において、規約型企業年金制度を終了し、退職金規定の改定を行うことを決議いたしました。本制度の一部終了に伴う会計処理につきましては、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

本制度の一部終了による影響額は、当第1四半期連結累計期間の特別利益として132百万円計上されております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年3月31日)
受取手形割引高	626百万円	409百万円
うち、期末日(銀行休業日)期日の手形で手形交換日に決済処理した受取手形割引高	104百万円	百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
減価償却費	424百万円	385百万円
のれんの償却額	3百万円	3百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年3月28日 定時株主総会	A種優先株式	利益剰余金	30	2.00	平成24年12月31日	平成25年3月28日

- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	コンデンサ	プリント回路	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,318	3,823	6,141		6,141
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	2,318	3,823	6,141		6,141
セグメント利益又は損失()	94	493	398		398

(注) セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	コンデンサ	プリント回路	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,055	4,892	18	7,966		7,966
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	3,055	4,892	18	7,966		7,966
セグメント利益	308	4	5	318		318

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益又は四半期純損失()	14円50銭	5円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()	603百万円	234百万円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()	603百万円	234百万円
普通株式の期中平均株式数	41,590,891株	41,589,195株
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益		4円14銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額		
普通株式増加数		15,000,000株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	償還額 (百万円)	当第1四半期会 計期間末現在の 未償還額 (百万円)	上場金融商品取引所又 は登録認可金融商品取 引業協会名	保証会社
エルナー株式会社 第1回無担保社債	平成22年 6月30日	750	750		上場及び登録はして おりません	三井住友信託 銀行株式会社
エルナー株式会社 第2回無担保社債	平成24年 3月30日	749	659	89	同上	同上
エルナー株式会社 第3回無担保社債	平成24年 6月7日	1,100	550	550	同上	同上

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1)【保証会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

半期報告書 第2期 自 平成25年4月1日 平成25年11月28日
至 平成25年9月30日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条
第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に
基づく臨時報告書 平成25年11月29日
関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年5月15日

エルナー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北	川	卓	哉	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	田	高	弘	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エルナー株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。